

仕様書

件名：廃炉・汚染水・処理水対策事業事務局業務支援（令和 6 年度）

〔総合評価方式〕

本公募は、廃炉・汚染水対策基金の設置・管理を行う法人からの廃炉・汚染水・処理水対策事業事務局業務の、株式会社三菱総合研究所の受託を前提に実施するものです。今後、内容等の変更および本案件の契約中止となることもありますので、あらかじめ御了承ください。

令和 6 年 3 月

株式会社三菱総合研究所 社会インフラ事業本部

1. 業務の目的

経済産業省は、廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金(以下、「補助金」という)を交付して廃炉・汚染水・処理水対策基金(以下、「基金」という)を造成し、当該基金を活用して、廃炉・汚染水・処理水対策に資する技術の開発を支援する事業(以下、「廃炉・汚染水・処理水対策事業」という)を行うことにより、わが国の科学技術の水準の向上及び廃炉・汚染水・処理水対策を進めることとした。

株式会社三菱総合研究所(以下、「当社」という)は、平成 26 年 2 月、基金の設置・管理を行う法人(以下、「基金設置法人」という)の委託を受けて以来、廃炉・汚染水・処理水対策事業事務局(以下、「事務局」という)として、補助事業者の公募、第三者委員会による審査及び採択に係る業務、補助事業者による事業の進捗状況管理、確定検査、支払い手続き及び事業に関する問い合わせ対応等の業務を実施している。

本業務は、事務局業務のうち、国内外の補助事業者に対する検査以外の業務を対象とし、事務局を支援するものである。

2. 業務の内容

受託者は、事務局担当者と協議を行いながら以下の業務支援等を行うものとする。業務の実施にあたっては、月 1 回程度以上各業務の進捗に関して定期的に当社に報告すること。また、本業務の実施時における当社との連絡体制を確保するために、通常の勤務時間内において当社からの連絡・調整に対して遅滞なく対応することのできる体制を整備すること。また、受託者は、当社担当者との良好なコミュニケーションを確立するための措置を実施すること。

資料の作成等については、事務局担当者と調整・確認を行いながら実施すること。

(1) ロジスティックス業務支援(公募・審査委員会支援業務)

事務局業務のうち、契約期間中に新たに公募する案件を対象に、公募から交付決定までに必要な業務を、事務局の指示の下で実施する。

この業務には、以下の内容を含むものとする。

- ① 公募の支援(公募要領、交付規定、補助事業マニュアルの英訳確認)
- ② 公募説明会の開催支援(1 回/1 公募期間、関係者※への出欠確認、議事録送付)
- ③ 審査委員会の開催支援
 - 関係者との日程調整、必要な場合は会場予約、プレゼン依頼支援
 - 関係者へ提案書等資料の送付、必要な場合資料の印刷
 - 当日支援(対面あるいは Web 会議)
 - 委員コメントシートから指摘事項対応表の作成 等
- ④ 交付決定手続き支援
 - 関係者への交付申請書(案)、指摘事項対応表の送付

なお、本業務では、4 月以降に実施する令和 6 年度開始の補助事業のほか、契約期間内における翌年の 10 事業の公募(12 補助事業者の管理を想定)も予定する。

海外の提案者が応募した場合は、当該提案者（1者を想定）との調整、通訳会社との連絡調整等を行うものとする。

※関係者：最大 20 名（応募事業者、経済産業省、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、基金設置法人、審査委員、東京電力ホールディングス）

（2）事務局業務支援業務

事務局業務のうち、表 1 に示した令和 5 年度開始の補助事業に加え、令和 6 年度開始の補助事業に関する遂行について事務局の支援を実施する。この業務には、以下の内容を含むものとする。

- ①週 1 回開催する事務局会議への参加（事務局内会議に参加し、求めに応じて対応状況を報告）
- ②各補助事業における、補助事業者（東京電力ホールディングスを含む）、経済産業省、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、基金設置法人等関係者との会議（キックオフ会議、プロジェクトステアリング会議等）開催支援
 - 会議等開催支援
 - 当日支援（対面開催または Web 開催）
 - 議事録作成

キックオフ会議は事業開始後なるべく早くに開催、プロジェクトステアリング会議はその後 2 か月に 1 度の頻度で開催するものとする。

- ③各補助事業における、補助事業者（東京電力ホールディングスを含む）、経済産業省、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、基金設置法人等関係者との現地視察（Web 動画での実施も含む）開催支援
 - 会議等開催支援
 - 当日支援（対面開催または Web 開催）
 - 議事録作成
- ④各補助事業における中間報告会および最終報告会開催支援（令和 5 年度開始補助事業は 3 回開催、令和 6 年度開始補助事業は 2 回開催）
 - 会議等開催支援
 - 当日支援（対面開催または Web 開催）
 - 議事録作成
- ⑤補助事業品質確保に資する会議の開催支援
 - 会議等開催支援
 - 当日支援（対面開催または Web 開催）
 - 議事録作成

補助事業品質確保に資する会議は令和 5 年度開始補助事業を対象とし、事業あたり 2 回開催するものとする。

- ⑥補助事業者、経済産業省、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、基金設置法人との電子ファイルの送受信の支援(外部ストレージサービスの利用に係る業務を含む)

表 1 令和 5 年度開始の補助事業

補助事業名	補助事業者
原子炉建屋内の環境改善のための技術の開発(被ばく低減のための環境・線源分布のデジタル化技術の開発)	日本原子力研究開発機構
燃料デブリの性状把握のための分析・推定技術の開発	日本原子力研究開発機構
燃料デブリの性状把握のための分析・推定技術の開発 (仕分けに必要な燃料デブリ等の非破壊計測技術の開発)	東双みらいテクノロジー
安全システム(ダスト飛散率データ取得)	電力中央研究所
燃料デブリ取り出し工法の開発(気中上取り出し工法における大型搬送装置等のオペフロ上部設備の開発)	東双みらいテクノロジー
安全システム(液体処理システム)	東双みらいテクノロジー
燃料デブリ収納・移送・保管技術の開発(粉状及びスラリー・スラッジ状燃料デブリの取り扱い技術の開発)	東双みらいテクノロジー
燃料デブリ取り出し工法の開発(気中上取り出し工法における充填安定化技術、加工時落下対策技術の開発)	東双みらいテクノロジー
固体廃棄物の処理・処分に関する研究開発(スラリーの低温固化処理に関する研究開発)	電力中央研究所
安全システムの開発(被ばく線量評価のための分析手法の技術開発)	日本原子力研究開発機構

(3) 関連情報収集業務

補助事業の進捗管理・取りまとめの観点、及び、廃炉・汚染水・処理水対策に係る技術・研究開発の成果を東京電力福島第一原子力発電所の廃炉現場へ適用する観点から、必要となる情報の収集を目的として、関連する外部の定例会議や報告会等に参加し、事務局業務運営にとって有益かつ不可欠な情報を取り纏めた資料を作成し、週 1 回開催する事務局内会議に報告する。

3. 業務履行期限

令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 予算額

100 百万円以内(税込)

5. 成果物

報告書データ(電子データを格納した CD-R 等)

データ形式:MicrosoftWord または MicrosoftPowerPoint、およびその PDF

6. 本入札に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-12 虎ノ門ビル 7F

三菱総合研究所「廃炉・汚染水・処理水対策事業事務局」 柳井・村瀬宛

メール hairo-mri@ml.mri.co.jp

7. 質問の受付・回答

本入札に対して質問がある場合には、「6.本入札に関する問い合わせ先」メールアドレスに対し、令和 6 年 3 月 6 日 17 時 00 分までに送付すること。様式は自由とする。質問に対する回答は、質問を提出した者すべてに対して電子メールにて行う。

8. 提案書について

提案書の様式は自由とするが、表紙を含めて A4 サイズ 50 ページ相当(全て A3 であれば 25 ページ相当)以下とすること。提案書の提出は、持参、郵送・宅配便等、もしくは電子メール(提出先は「6.本入札に関する問い合わせ先」に別途問い合わせること)によるものとし、令和 6 年 3 月 15 日 17 時 00 分までに必着とする。電子メール以外の方法で提出する場合は、電子媒体(CD-R)も提出すること。期限に遅れた場合は、原則として受理しない。

9. 入札書および入札金額内訳書

提案書提出後、提案書審査合格の連絡を受けた者は、様式 1 入札書および様式 2 入札金額内訳書を提出することができる。入札書および入札金額内訳書の提出は、持参、郵送・宅配便等、もしくは電子メール(提出先は「6.本入札に関する問い合わせ先」に別途問い合わせること)によるものとするが、令和 6 年 3 月 19 日 17 時 00 分までに必着とすること。電子メール以外の方法で提出する場合は、電子媒体(CD-R)も提出すること。期限に遅れた場合は、原則として受理しない。

10. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、当社が保有するものとする。

- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、当社が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、当社が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法および管理体制について書面にて提出すること。
- (2) 受託者は、当社担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受託者が作成する情報については、弊社担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、当社担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (4) また、本業務において受託者が作成した情報についても、当社担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

12. 特記事項

(1) 要件

- 原子力、1F 廃炉に関する技術的知見を有している要員を本業務に 3 名以上アサイン（専任の必要はなし）することができ、専門的な質疑を伴う議事録を、迅速に作成できること。
- 対面、Web 会議開催の設定、当日の運営ができること。Web 接続に不具合が生じた場合、関係者（最大 20 名程度）に迅速に電話連絡できること。
- 海外事業者とも対面・Web 会議開催の設定、当日の運営ができること。英語による電話やメールでの連絡調整、対面でのコミュニケーションがとれること。

(2) 支払

支払金額は、契約書で定めた金額を上限とし、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。そのため、受託者は、業務にかかった費用に関する証憑（契約書、見積書、請求書、業務完了に係る実績報告書等）、帳簿等を保管し、本業務完了後に事務局の検査

を受けるものとする。

確定検査時に不明瞭な点があった場合は、関係する支出先（従業員、再委託先以降も含む）に対して、現地調査を行う場合がある。さらに事務局の委託元である基金設置法人も関係する支出先に現地調査を行う場合がある。詳細については、別途、契約締結時に調整とする。

(3) 再委託

受託者は、受託業務の全部または主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を事務局に申請し、承認を得なければならない。

受託者は、秘密情報の保護、著作権等に関して事務局との間で締結する契約等に基づく受託者の責務を再委託先にも負わせるよう、必要な措置を実施しなければならない。

再委託に関する全ての責任は、受託者が負う。

(4) 実施体制の把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、再委託先の事業者（ただし、税込み 100 万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付すること。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とする。

なお、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とする。

(5) 一般管理費

一般管理費を計上する場合は、直接経費に対して 8%もしくは、経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルに記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率を用いる。なお、直接経費には、再委託・外注費は含まないものとする。そのほか必要な場合は上記マニュアルに従う。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

(6) 機密保持等

受託者は、本業務の実施中はもとより業務完了後も、本業務を通じて知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。事務局が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に当社と協議の上、承認を得ること。受託者の再委託先を含めた受託者側のセキュリティ管理体制を提案書に示すとともに、個人情報保護の方策を提案書に記載すること。

13. その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、事務局担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。

14. 提案書の審査および落札決定方法

(1) 落札方式

評価基準表において、必須とされた評価項目の基礎点を全て獲得し、(2)によって算出された総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点(55点)＋加点(満点169点)

価格点＝ $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予算額上限})$

技術点は、当社内に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

以上